

京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

京丹後市火災予防条例（平成16年京丹後市条例第218号）第37条の2の次に次の一条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗（新条例第37条の3に規定する個室型店舗をいう。以下この項において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の京丹後市火災予防条例第37条の3の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年11月30日までの間は、適用しない。

「京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」参照